広島高速道路の出口料金所 ETCレーンにおける 後退再進入に伴う車種判定不適合事象について

令和2年9月30日道路企画課

1 要旨

- (1) 広島高速道路の出口料金所のETC設備の車種判定において、車種区分「軽自動車等**」がレーン内で後退し再進入した際に、「普通車」と判定され、通行料金の過徴収が生じるケースがあることが判明した。
- (2) 当該不適合事象が発生しないよう、早急にシステム改修を行うとともに、これまでの車種区分の不適合事象の発生状況を把握し、利用者に対して過徴収した料金を返金する。

※軽自動車等:軽自動車,自動二輪車 (125cc 以下を除く),小型特殊自動車

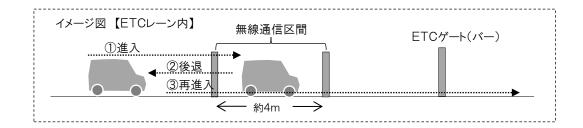
2 不適合事象の概要

(1)対象車両:軽自動車等

(2)対象場所:「広島高速1,2,3号線」及び「海田大橋」の出口料金所ETCレーン (都市高速広島東料金所及び坂料金所は除く)

(3)事 象:出口料金所ETCレーンの無線通信区間に進入して停止した後,何らかの 事情で後退して無線通信区間外へ移動し,再度進入(隣接ETCレーン含 む)した場合,「軽自動車等」に対して「普通車」の料金を課金

※詳細については別紙参照



3 不適合事象発生の把握状況

直近5ヶ月(令和2年4月~8月)においては、「軽自動車等」を「普通車」と判定した不適合事象が3件確認された。

※過徴収の最大金額:150円/件(普通車730円-軽自動車等580円)

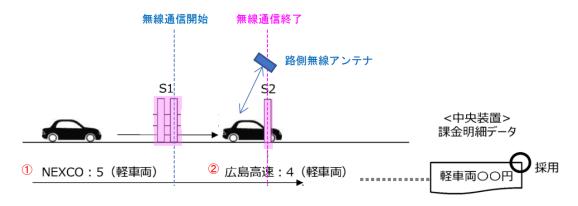
4 今後の対応

- (1) 不適合事象が発生しないよう、10月中にシステム改修を行う。
- (2) 現システムを導入した平成26年1月以降を対象に不適合事象を抽出する。(全ての作業を終えるには2~3ヶ月を要する見込み)
- (3) 過徴収した料金の返金については、ホームページに返金方法等を掲載するなど広島 高速道路公社において丁寧に対応する。

《無線通信時の車種データ変換、課金、過徴収の流れ》

- ①広島高速道路では、NEXCO 路線へ流出する走行経路があることから、入口料金所において、 NEXCO 路線向けの5車種を判定し、記録している。
- ②その後,出口料金所を通過する際,車両検知器 S1 から S2 の間(無線通信処理区間)で, ①で記録された車種判定を広島高速道路の4車種に変換,記録の上書きを行い,課金している。【下図:正常のケース】
- ③この際,車両検知器 S1 を通過した後, S2 に到達する前にバックし,再度レーンに進入するようなケースにおいて,変換・上書きされた車種判定を再変換し,軽車両が普通車と判定されることとなり、過徴収が生じる。【下図:不適合のケース】

【正常のケース】



【不適合のケース】

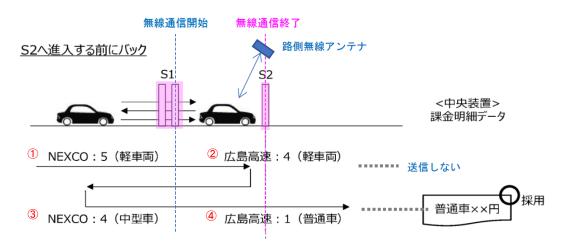


表. NEXCO 5 車種→広島高速 4 車種変換

NEXCO 車種(5 車種)		広島高速車種(4 車種)
1:普通車	\rightarrow	1:普通車
2:大型車	\rightarrow	2:大型車
3:特大車	\rightarrow	3:特大車
3 4:中型車	\rightarrow	4 1:普通車
① 5: 軽自動車等	\rightarrow	2 4:軽自動車等